

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年3月13日

【会社名】 西華産業株式会社

【英訳名】 SEIKA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 櫻井 昭彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【電話番号】 03 - 5221 - 7101

【事務連絡者氏名】 総務・人事部長 尾林 壽雅

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【電話番号】 03 - 5221 - 7101

【事務連絡者氏名】 総務・人事部長 尾林 壽雅

【縦覧に供する場所】 西華産業株式会社 大阪支店
(大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 アクア堂島東館)

西華産業株式会社 横浜支店
(横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー30階)

西華産業株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅三丁目26番8号 KDX名古屋駅前ビル)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 固定資産の減損損失の計上(連結)

当該事象の発生年月日

2020年3月13日

当該事象の内容

当社のタイ連結子会社であるSeika YKC Circuit(Thailand)Co.,Ltd.において、収益性の低下により「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損の兆候が認められたため、同基準に沿って回収可能価額を検討した結果、固定資産減損損失を計上することとなりました。

当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生に伴い、2020年3月期第4四半期の連結決算において、固定資産減損損失2,147百万円を特別損失として計上する見込みとなりました。

(2) 子会社株式の評価損等の計上(個別)

当該事象の発生年月日

2020年3月13日

当該事象の内容

上述の背景を踏まえ、当社が保有する当該連結子会社の株式の実質価額が著しく低下することとなったため、関係会社株式評価損を計上するとともに、当該連結子会社に対する貸付金等債権のうち回収不能見込額について貸倒引当金繰入額を計上することとなりました。

また、併せて同社への債務保証による損失にそなえるため、債務保証損失引当金繰入額を計上することとなりました。

当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生に伴い、2020年3月期第4四半期の個別決算において、関係会社株式評価損1,628百万円および貸倒引当金繰入額1,509百万円、並びに債務保証損失引当金繰入額1,301百万円をそれぞれ特別損失として計上する見込みとなりました。

なお、これらの特別損失は、個別決算のみで計上され連結決算において消去されるため、連結決算に与える影響はありません。

(3) 過年度営業取引精算金の支出(連結・個別)

当該事象の発生年月日

2020年3月13日

当該事象の内容

当社の過年度における一部の国内営業取引について、取引価格を見直したことに伴う精算金が生じたことから、当該金額について過年度営業取引精算金を支出することとなりました。

当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生に伴い、2020年3月期第4四半期の連結決算および個別決算において、過年度営業取引精算金1,194百万円を特別損失として計上する見込みとなりました。